

# 報道資料

令和2年 2月26日

1 件 名	雪舟サミット構成自治体と連携したガーデンツーリズム登録制度の取組について
2 日 時	令和2年2月26日(水) 10時
3 場 所	
4 内 容	<p>庭園間交流連携促進計画『雪舟回廊』を令和2年2月21日(金)に国土交通省中国地方整備局宛に提出し、本日、中国地方整備局を通し、国土交通省 都市局 公園緑地・景観課 緑地環境室に提出をいたしましたことお知らせいたします。</p> <p>●経緯</p> <p>庭園間交流連携促進計画(通称:ガーデンツーリズム)登録制度とは、庭園間の連携や、多様な庭園の魅力の再発見を促すため、登録された各地のガーデンツーリズムの取組を国内外へ発信するものです。欧米では既に取り組みがなされていること、また、日本の花風景や日本庭園等は外国人旅行客に人気を博しており観光ポテンシャルが高いと言えることから、国土交通省が制度を構築したものです。これまでに、8件の計画が登録されています。(※詳細は添付資料を参照)</p> <p>一方で、室町時代の日本を代表する芸術家として知られる「雪舟」は、令和2年(2020年)に生誕600年の記念の年を迎えます。また、同年は東京オリンピック・パラリンピック競技大会も開催され全世界から日本が注目を浴びます。</p> <p>この節目の年、「雪舟」でつながる6自治体(※雪舟サミット構成自治体。雪舟サミットについては資料後半を参照)で本制度に取り組みすることを令和元年11月に山口県防府市で開催された「第17回雪舟サミット」で合意し、計画提出に向けて取り組んできました。</p> <p>●提出する計画の概要</p> <p>【計画の名称】雪舟回廊 【計画の概要】 (目指す将来像) ・各自治体の庭園をはじめとする構成要素の連携による魅力度向上 ・協働(自治体間、官民間)の促進による魅力的なまち・地域づくり ・観光入込客数の増加による地域経済への貢献 (テーマ) 雪舟が理想とする景観を実際の大地に表現した“伝雪舟作の庭園”、②雪舟が描いた絵画作品を鑑賞できる施設や空間、③雪舟が絵画作品を描く際や、庭園を作庭する際に参考としたとの伝承が残る景勝地や、生誕地や没地といった雪舟ゆかりの地など、3つの視点から雪舟に関する自治体を結びつけることで、雪舟が見たであろう風景や雪舟の世界観を追体験できるものとしします。</p>



山口市

ー構成庭園ー

- ① 井山宝福寺（岡山県総社市）：雪舟が涙でネズミを描いた伝承が残る寺
- ② 御許山佛通寺（広島県三原市）：伝雪舟作庭園
- ③ 常栄寺庭園（山口県山口市）：伝雪舟作庭園（国指定史跡及び名勝）
- ④ 萬福寺庭園（島根県益田市）：伝雪舟作庭園（国指定史跡及び名勝）
- ⑤ 医光寺庭園（島根県益田市）：伝雪舟作庭園（国指定史跡及び名勝）
- ⑥ 常德寺庭園（山口県山口市）：伝雪舟作庭園（国指定名勝）
- ⑦ 史跡大内氏館跡枯山水庭園（山口県山口市）：雪舟と同時代の中世庭園
- ⑧ 史跡大内氏館跡池泉庭園（山口県山口市）：雪舟と同時代の中世庭園
- ⑨ 毛利博物館・毛利氏庭園（山口県防府市）：雪舟作「四季山水図（山水長巻）」を鑑賞できる施設、国指定名勝庭園

●今後の予定

令和2年度

- 2月26日 庭園間周遊促進計画「雪舟回廊」提出
- 3月11日 第3回審査会（登録の可否を審査）
- 4月 審査結果公表（第37回全国都市緑化ひろしまフェア期間中）
- 11月20～21日 第18回雪舟サミット（岡山県総社市）

令和3年度

第19回雪舟サミット（山口県山口市）（予定）

※添付資料（国土交通省既プレスリリース）

- ・「ガーデンツーリズム」登録制度を創設
- ・第1、2回庭園間交流連携促進計画決定

雪舟サミットとは？

平成2年、岡山県総社市の呼びかけのもと、雪舟ゆかりの自治体が（岡山県総社市、井原市、広島県三原市、島根県益田市、山口県防府市、山口市）集い（※）、「画聖雪舟の顕彰及び自治体相互の交流と親睦を図るとともに、雪舟を一つの柱としたまちづくり」を目指し、開催している会議。

（※）広島県三原市、山口県防府市は平成25年より加入

近年では2年に1度の頻度でサミットを開催し、互いのまちづくりについて情報交換を行い、友好と親睦を深めている。

5 出席者

6 問い合わせ

山口市交流創造部文化交流課

歴史文化のまちづくり推進室

TEL 083-934-4155

- ① 複数の庭園等が連携した取組を支援するため、平成31年4月にガーデンツーリズム登録制度を創設
- ② 登録された取組について、各地でのシンポジウム開催やHP等による国内外へのPRを実施

### ガーデンツーリズムの推進

- これまで、個々の民間庭園、公園、植物園がそれぞれ管理、集客を行っており、連携した取組は限定的。
- 官民の庭園が地域固有のテーマに基づき連携し、魅力的な体験や交流を創出、もって地域の活性化を図る。
- 加えて、全国の活動団体が連携することで、ノウハウの横展開と全体のレベルアップが期待される。

これまで(個々の庭園管理)

- 民間庭園(公開)
- 植物園
- 公園
- 民間庭園(非公開)

庭園の連携体制の構築

全国の団体の連携による日本全体のレベルアップ

先進的な事例(北海道ガーデン街道)

3つの「向上」を実現  
(集客力の向上、収益力の向上、運営ノウハウの向上)

#### 全国の協議会の取組を支援

**登録制度の創設**

庭園管理者等による協議会がガーデンツーリズム計画を作成し、国に登録申請を行う制度を創設。平成31年度第一四半期に第1号登録を予定。

**全国各地**

- 協議会の設立
- ガーデンツーリズム計画の作成
- 庭園間連携の取組の実施

**国土交通省**

- 登録要綱の公表・募集
- 現地の確認審査
- 取組状況の公表

+

**庭園間交流連携促進調査(0.3億円・新規)**

- (1) 取組の底上げ (全国組織の設立や講習会など)
- (2) 国内外への普及啓発 (シンポジウムの開催、HPの作成など)

## ガーデンツーリズム登録制度の概要

登録制度の概要	
目的	複数の官民庭園の連携による魅力的な体験や交流を創出する取組を促し、もって地域の活性化と庭園文化の普及を図ること
制度名称	庭園間交流連携促進計画登録制度 ⇒ (通称)ガーデンツーリズム登録制度
登録対象	庭園間交流連携促進計画(ガーデンツーリズム計画) ⇒ 地域固有のテーマに基づき、複数の庭園が連携して実施する取組を定めた計画
計画の内容	1. 計画の名称 2. 計画のテーマ及び将来像(ビジョン) 3. 計画を構成する庭園等 4. 実施する事業 5. 協議会の構成員及び事業実施体制
登録基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の風土や歴史を反映した共通するテーマが設定されていること</li> <li>構成庭園等がテーマと適合していること</li> <li>庭園等が公開され、管理者が明確であること</li> <li>実施する事業がテーマに適合し、計画性、継続性を有していること</li> <li>庭園管理者や自治体による協議会が組織されていること</li> </ul>

### 登録・事業実施までの流れ

庭園管理者等による協議会は、作成したガーデンツーリズム計画を、地方整備局等経由で登録申請

▽

登録申請された計画を、外部有識者による審査会(年2回)での審議を経て、都市局長が登録

▽

登録計画については、登録証を交付し、国土交通省がHPで公表

▽

登録協議会と連携し普及啓発イベントを各地で実施するとともに、登録協議会の全国組織を設立 (※調査費により、活動の一部を支援)

**全国各地**

- 協議会の設立 (施設、地方管理者自治体、関係団体、観光施設、DMO)
- ガーデンツーリズム計画の作成
- 庭園間連携の取組の実施

**国土交通省**

- 登録制度要綱の公表・ガーデンツーリズム計画の公募
- 現地の確認審査
- 取組状況の公表



平成31年4月11日  
都 市 局  
公園緑地・景観課

## 「ガーデンツーリズム」登録制度を創設

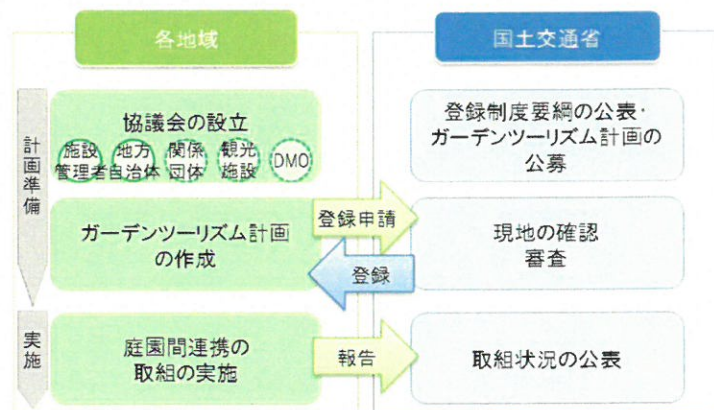
～魅力のある庭園や公園をつなぎ、地域の活性化を図ります～

国土交通省は、各地の庭園間の連携や、多様な庭園の魅力の再発見を促すため、本年度よりガーデンツーリズム登録制度を創設し、登録された各地のガーデンツーリズムの取組を国内外へPRしていきます。本日より各地の計画を募集し、5月に第1回の登録を公表します。

- 日本には、日本庭園や花の公園など、地域ならではの特徴を持つ多様な庭園が存在し、観光客に人気を博していますが、その魅力を十分に伝え切れていない「隠れた庭園・花の名園」も数多くあります。
- 国土交通省は、地域の活性化と庭園文化の普及を図るため、各地域の複数の庭園の連携により、魅力的な体験や交流を創出する取組をガーデンツーリズムとして、その計画を登録し、支援する制度を創設します。
- 本日より各地のガーデンツーリズム計画の募集を開始します。第1回の登録は、有識者による審査を経て、本年5月に公表します（別紙1）。



北海道の十勝・上川地域の8庭園が連携し、観光ブランド化に成功した事例



【ガーデンツーリズム登録制度の流れ】

### <問い合わせ先>

都市局 公園緑地・景観課 緑地環境室 脇坂、和田、藤井

TEL : 03-5253-8111[32912、32989、32963] 03-5253-8420(直通) FAX : 03-5253-1593



## 同時発表

神奈川県、横浜市、浜松市、沼津市、  
三島市、御殿場市、宮崎県、宮崎市

令和元年5月28日  
都市局  
公園緑地・景観課

## ここから始まる日本のガーデンツーリズム ～庭園間交流連携促進計画 第1回登録が決定～

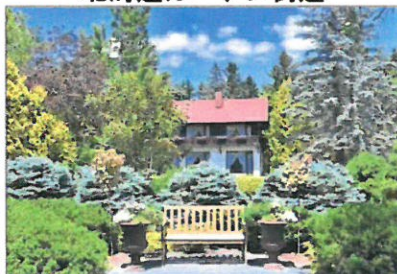
国土交通省では、地域の活性化と庭園文化の普及を図るため、本年4月に庭園間交流連携促進計画登録制度(ガーデンツーリズム登録制度)を創設し、庭園や公園が連携し、地域の魅力向上を図る取組を募集しました。このたび有識者による審査を経て、第1回登録となる6つの計画が決定しました。

今回登録される「ガーデンネックレス横浜」を開催中の横浜市内で登録証交付式を開催し、田中国土交通大臣政務官の出席の下、都市局長より各代表者へ登録証を交付します。



## 【登録されるガーデンツーリズム計画】

## 北海道ガーデン街道



真鍋庭園(帯広市)

## にいがた庭園街道



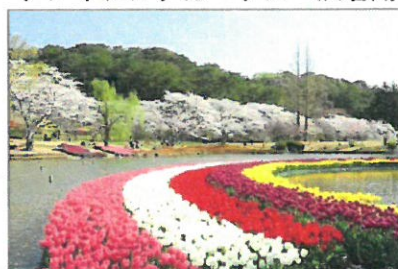
旧齋藤家別邸(新潟市)

## ガーデンネックレス横浜



日本大通り(横浜市)

## アメイジングガーデン・浜名湖

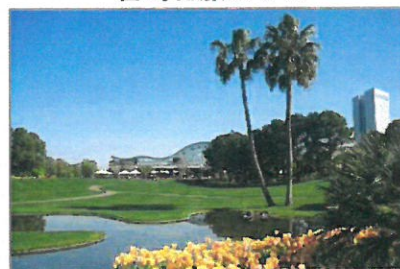


はままつフラワーパーク(浜松市)

富士・箱根・伊豆  
「皇室ゆかりの庭園」ツーリズム

沼津御用邸記念公園(沼津市)

## 宮崎花旅365



フローランテ宮崎(宮崎市)

## 【登録証交付式】

1. 日時 令和元年5月30日(木)10:20～11:45
  2. 場所 横浜情報文化センター 情文ホール(横浜市中区日本大通11番地 6階)
- \*取材及び撮影が可能ですので、取材希望の方は、下記【問い合わせ先】宛てFAX又は電話にて、会社名、氏名、連絡先(電話番号又はメールアドレス)の登録をお願いします(5月29日(水)17時まで)。

## &lt;問い合わせ先&gt;

都市局 公園緑地・景観課 緑地環境室 脇坂、和田、藤井

TEL:03-5253-8111[32989、32963] 03-5253-8420(直通) FAX:03-5253-1593



同時発表

茨城県、神奈川県

令和元年9月30日

都市局

公園緑地・景観課



## 広がる日本のガーデンツーリズム

### ～庭園間交流連携促進計画 第2回登録が決定～

国土交通省では、地域の活性化と庭園文化の普及を図るため、本年4月に庭園間交流連携促進計画登録制度(ガーデンツーリズム登録制度)を創設し、庭園や公園が連携し、地域の魅力向上を図る取組を募集しています。このたび有識者による審査を経て、第2回登録となる2つの計画が決定しました。

10月7日に登録証交付式を開催し、都市局長より各代表者へ登録証を交付します。今回の登録により、登録計画数は8計画となります。(詳細は別紙1参照)

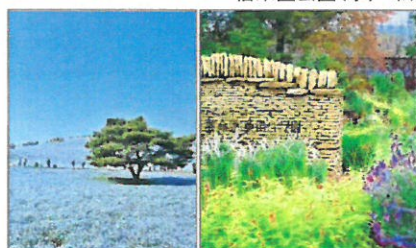
また、本年5月に第1回登録された計画について、ガーデンツーリズムを推進するためのシンポジウムやイベントの開催が予定されております。(詳細は別紙2参照)

#### 【登録されるガーデンツーリズム計画】

##### いばらきガーデン&オーチャードツーリズム



偕楽園公園(水戸市)



国営ひたち海浜公園 (ひたちなか市)  
水戸市植物公園 (水戸市)

##### 湘南邸園文化ツーリズム



小田原邸園交流館 清閑亭(小田原市)



茅ヶ崎館(茅ヶ崎市)

#### 【登録証交付式】

1. 日時 令和元年10月7日(月)16:45～17:15
2. 場所 国土交通省都市局局議室(千代田区霞が関2-1-3 中央合同庁舎3号館6階)

\*取材及び撮影が可能ですので、取材希望の方は、下記【問い合わせ先】宛てFAX又は電話にて、会社名、氏名、連絡先(電話番号又はメールアドレス)の登録をお願いします(10月4日(金)17時まで)。

#### <問い合わせ先>

都市局 公園緑地・景観課 緑地環境室 脇坂、和田、伊月

TEL:03-5253-8111[32989、32963] 03-5253-8420(直通) FAX:03-5253-1593